

名古屋市上下水道局における現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する取扱い要綱  
(建築・設備工事)

名古屋市上下水道局

(趣旨)

第1条 本要綱は、名古屋市上下水道局所管の機械設備工事、電気設備工事、建築工事、建築機械工事、建築電気工事（以下「工事」という。）における工事請負契約約款第9条第3項の規定による工事現場への常駐義務の緩和及びそれに伴う現場代理人の兼務の試行についての取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 代理人 工事における現場代理人をいう。
- (2) 現場 工事における工事現場をいう。
- (3) 少額随契 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号の規定に基づき契約を行うものをいう。
- (4) 緊急随契 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定に基づき契約を行うものをいう。

(適用)

第3条 本要綱は、設計図書に「現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する特記仕様書（建築・設備工事）」が添付されている工事のみについて適用する。

(常駐義務の緩和及び兼務)

第4条 次に掲げる全ての要件に該当する場合には、代理人の常駐義務を緩和し、1件あたりの請負代金額が4,000万円未満(建築一式8,000万円未満)の工事の代理人は、他の請負代金額が4,000万円未満(建築一式8,000万円未満)の工事の代理人を、当該工事を含めて2件まで兼務することができるものとする。

ただし、同一敷地内での工事は上記の請負代金額の上限を設けないものとする。

また、少額随契1件（各号の要件を満たす場合に限る。）又は緊急随契1件（第1号、第3号及び第7号の要件を満たす場合に限る。）の代理人は、別に兼務することができるものとし、1人の代理人が計3件まで兼務できるものとする。

- (1) 現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、連絡体制が確保されていること。
- (2) 兼務に係る工事が代理人の常駐を義務付けていないこと。
- (3) 兼務に係る工事で安全管理の不徹底や事故が発生していないこと。
- (4) 兼務に係る工事が名古屋市上下水道局発注であること。
- (5) 兼務に係る工事が名古屋市上下水道局低入札価格調査要綱に定める調査の対象でないこと。
- (6) 兼務に係る工事の契約日前12月以内に、受注者が請負工事成績評定要領に基づく65点未満の成績評定をとっていないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、発注者が兼務を承認することが適当でないとする場合でないこと。

2 前項の規定に関わらず、請負代金額が4,000万円以上(建築一式8,000万円以上)の工事の代理人は、少額随契1件(前項各号の要件を満たす場合に限る)又は緊急随契1件(前項第1号、第3号及び第7号の要件を満たす場合に限る。)の工事の代理人を兼務することができる。

3 次に掲げる期間については、前2項の兼務の件数に含まないものとする。

(1) 請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間。(測量、立会、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間をいう。)

(2) 工事請負契約約款第19条の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間。

(3) 工事完成後、完成検査が完了し(発注者の都合により完成検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。

(4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。

(承認)

第5条 受注者は、前条の規定に基づき代理人に工事を兼務させようとする場合は、兼務に係る全ての工事について、現場代理人兼務承認願(様式1-1。以下「承認願」という。)を提出し、承認を求めるものとする。

2 発注者は、受注者より承認願が提出された場合は、前条の要件に照らして承認するかどうかを決定し、現場代理人兼務の承認について(様式1-2)により受注者へ通知するものとする。

(兼務の場合の措置)

第6条 前条の規定により兼務が承認された場合には、代理人は、現場における連絡体制の確保のため、次の措置をとるものとする。

(1) 兼務するいずれかの現場に常駐し、監督員にその所在を明確に示すこと。(兼務に係る工事の現場間を移動している時間や発注者等との打ち合わせに係る時間等は除く。)

(2) 現場管理のため、1日に1回以上は兼務に係る全ての現場に駐在し、その結果を記録し、監督員から求められた場合は提示すること。

(3) 現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、連絡員を配置し、監督員と直ちに連絡が取れる体制を構築すること。

(取消し)

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、現場代理人兼務の承認について(様式1-2)により兼務の承認を取り消すことができるものとする。

(1) 第4条第1項各号(緊急随契においては、同項第1号、第3号及び第7号に限る。)の要件を満たさなくなったとき。

(2) 前条の措置が十分とられていないと発注者が認めたとき。

(代理人の再配置)

第8条 発注者は、前条の規定により兼務の承認を取り消した場合は、指定する工事において直ちに新たな代理人を配置するよう指示するものとする。この場合において配置さ

れる新たな代理人は、他の工事の代理人と兼務することができないものとする。

2 発注者は、受注者が前項の指示に従わないときは、新たな代理人の配置がなされるまでの間、工事を中断させることができるものとする。

(代理人の常駐義務緩和に基づく損害)

第9条 この要綱の規定に基づき、代理人が工事を兼務している場合において、代理人が駐在していないことにより現場で事故等が発生し、第三者に損害を与えた場合は、受注者は、そのすべての責任を負うものとする。

附則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。